

- 【文献番号】 25592297
- 【文献種別】 判決／東京地方裁判所（第一審）
- 【裁判年月日】 令和 4年 5月16日
- 【事件番号】 令和3年（ワ）第7039号
- 【事件名】 国家賠償請求事件
- 【事案の概要】 東京都知事は、新型コロナウイルス感染症のまん延防止対策としての緊急事態宣言期間中であつた令和3年3月18日、都内で経営する飲食店において、被告が行つた営業時間短縮の要請に応じなかつた原告に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）45条3項に基づき、原告の施設（店舗）を午後8時から翌日午前5時までの間の営業のために使用することを停止する旨の命令を發出したことに對し、原告が、上記要請に応じない正当な理由があつたこと、上記命令の發出は特に必要があつたと認められないことなどの理由で、同命令は違法であり、また、特措法及び同命令は営業の自由、表現の自由等の基本的人権を侵害するなどの理由で違憲であるところ、同命令に従い営業時間を短縮したために売上高が減少し、営業損害を被つたと主張して、国家賠償法1条1項に基づき、被告に對し、上記損害の一部である104円の支払を求めた事案で、特措法45条3項の原告に對する命令（本件命令）は、特措法45条3項の「特に必要があると認めるとき」の要件に該當せず違法であるが、都知事が本件命令を發出するに当たり過失があるとまではいえず、職務上の注意義務に違反したとは認められないとし、特措法及び本件命令の違憲性については、特措法45条2項及び3項所定の規制は、同法の目的に照らして不合理な手段であるとはいえないから、これら各条項が原告の営業の自由を侵害し、法令違憲であるとは認められず、また、本件命令は原告の表現の自由に對する過度な干渉として憲法21条1項に違反すると認めることはできないとして、原告の請求を棄却した事例。
- 【裁判結果】 棄却
- 【上訴等】 確定（原告控訴後、取下げ）
- 【裁判官】 松田典浩 澤田順子 成岡勇哉
- 【掲載文献】 裁判所ウェブサイト
- 【引用判例】 （当判例が引用している判例等）
- 最高裁判所大法廷 昭和43年（行ツ）第120号  
昭和50年 4月30日
- 最高裁判所第三小法廷 昭和63年（行ツ）第41号  
平成 3年 7月 9日
- 最高裁判所第一小法廷 平成14年（受）第687号  
平成16年 1月15日